

財務基盤の強化を図るために特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人のうち、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の法人の財務基盤の状況等について

1 検査の背景

(1) 留保金課税の概要

法人税法第67条の規定によれば、株主の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人が発行済株式総数の50/100を超える株式数を有しているなどの会社(以下「被支配会社」)のうち、原則として資本金(出資金を含む。)の額が1億円を超える会社(以下「特定同族会社」)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額(以下「留保所得金額」)が一定の金額を超える場合に、その超える部分の金額に対して通常の法人税とは異なる税率(以下「特別税率」)の法人税を課税することとされている(留保した所得等の金額に対して特別税率により法人税を課すことを「留保金課税」、これに係る税額を「留保金課税額」)。

留保金課税は、次の二つの趣旨から設けられている。

- ① 会社の支配者が少数の者に占められている特定同族会社においては、非同族会社等に比べて配当を行うかどうかは法人の意のままであって、個人株主の受ける配当等について累進税率による所得税の課税が必ずしもなし得ないことになるため、その代替的措置が必要であること
- ② 所得税と法人税の税率に差がある中で、個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考え、その調整が必要であること

そして、昭和40年代に最大40%あった所得税と法人税の税率の差は、平成11年に7%となるまで縮小傾向であったが、19年に10%となって以降拡大しており、30年においては21.8%となっている。

(2) 留保金課税の沿革

留保金課税は、昭和29年の法人税法改正において、全ての同族会社を適用対象として設けられた。その後、一定の条件を満たす資本金の額が1億円以下の同族会社について留保金課税を適用しないなどの措置は、租税特別措置法において講じられており、例えば、平成15年度税制改正では、資本金の額が1億円以下で自己資本比率50%以下の同族会社には留保金課税を適用しない措置が講じられていた。

さらに、平成19年度税制改正により、法人税法において、留保金課税の適用対象から、資本金の額が1億円以下である被支配会社が除外された。これは、外部からの資金調達が難しい状況にあるといった中小企業の財務基盤の強化を図る観点から見直されたものである。

2 検査の着眼点等

本院は、被支配会社のうち、資本金の額が1億円以下の会社(資本金の額が5億円以上の法人等である大法人の完全子会社等を除く。以下「中小特定同族会社」)の財務基盤、配当等の状況はどのようにになっているか、特定同族会社との間での課税の公平性は保たれているかなどに着眼して、中小特定同族会社16,845法人及び特定同族会社1,445法人を対象として検査した。

3 検査の状況

(1) 中小特定同族会社における財務基盤の状況

財務省によれば、平成19年度税制改正当時、中小企業は一般的に財務基盤がぜい弱な法人とされていて、それらの法人の租税負担の軽減を図るという観点から留保金課税の適用除外としたとしており、同省において、中小企業の財務基盤が強化されているかどうかを判断するための具体的な指標は設定していない。

一方、中小企業庁は、平成19年度税制改正当時、中小企業向けの広報冊子において、財務基盤強化のポイントとして「自己資本を充実すること」及び「自己資本の源泉となる利益を生み出すこと」を挙げている。そして、財務基盤の強化には自己資本の源泉となる利益を生み出しているかが重要と

されており、生み出された利益の一部を内部留保することなどにより純資産額が増加することになる。

また、中小特定同族会社と特定同族会社はいずれも被支配会社であるが、前記のとおり、平成19年度税制改正等により、中小特定同族会社については、留保金課税の適用対象から除外されている。

そこで、中小特定同族会社16,845法人の純資産額の状況についてみたところ、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社1,445法人の平均純資産額である48億3714万円を上回っている中小特定同族会社が456法人あった。

また、自己資本が充実しているかどうかを測る指標としては、純資産額が総資産額に占める割合を示す自己資本比率が重要であるとされている。そこで、中小特定同族会社16,845法人の自己資本比率の状況についてみたところ、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社1,445法人の平均自己資本比率である41.5%を上回っている中小特定同族会社が9,726法人あった。

上記のとおり、財務基盤の状況を測る指標としては純資産額及び自己資本比率が挙げられ、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社1,445法人の平均純資産額及び平均自己資本比率(これらを「2指標」)をいずれも上回っている中小特定同族会社は、411法人であった。

このように、2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社411法人は、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるのに、資本金の額が1億円以下であることから、一律に留保金課税の適用対象から除外されている状況となっていた。

(2) 2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社における配当等の状況

財務基盤が同程度であると考えられる中小特定同族会社及び特定同族会社を比較するために、2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社411法人及び特定同族会社182法人それぞれについて、配当の状況をみたところ、配当を行っていない法人の割合は、中小特定同族会社が36.7%(411法人のうち151法人)で、特定同族会社の13.7%(182法人のうち25法人)に比べて、23.0ポイント高くなっていた。

また、配当を行っている法人の割合を当期純利益の階層別にみると、当期純利益が1000万円超1億円以下の階層では中小特定同族会社の方が特定同族会社に比べて高くなっていたものの、当期純利益が1億円を超える階層においては、中小特定同族会社の方が特定同族会社に比べて低くなっていた。

さらに、2指標をいずれも上回っていて配当を行っている中小特定同族会社260法人のうち当期純損失が生じている2法人を除いた258法人及び2指標をいずれも上回っていて配当を行っている特定同族会社157法人のうち当期純損失が生じている1法人を除いた156法人において、当期純利益に占める当期に支払われた配当額の割合(以下「配当割合」)の状況をみると、配当割合が0%超5%以下と相対的に低い法人は、中小特定同族会社が64.3%(258法人のうち166法人)で、特定同族会社の18.5%(156法人のうち29法人)に比べて、45.8ポイント高くなっていた。

そして、中小特定同族会社411法人について、仮に留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計すると、配当を行っていない151法人のうち推計留保金課税額が生ずるのは144法人で計133億3163万円となった。また、配当を行っている260法人のうち推計留保金課税額が生ずるのは226法人で計181億8622万円、合計で370法人、315億1785万円となり、1法人当たりの平均推計留保金課税額は8518万円となっていた。そして、配当を行っていない又は配当割合が低い法人ほど推計留保金課税額が生ずる法人の割合が高い傾向が見受けられた。

このように、中小特定同族会社の中には特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるものが含まれており、上記のとおり、これらの中小特定同族会社は、特定同族会社と比べて配当を行っていない傾向にあるが、一定額以上の留保所得金額があっても留保金課税が適用されないため、留保金課税の適用対象である特定同族会社との間で課税の公平性が保たれていない状況となっているおそれがあると思料される。

(注1) 推計留保金課税額 特定同族会社の留保金課税の算定方法を参考に、平成29事業年度の法人税確定申告書を基にして簡便な方法で推計している。

(3) 中小特定同族会社が親会社になっている場合の留保金課税への影響

特定同族会社が子会社で、中小特定同族会社が親会社である場合には、当該特定同族会社は一定額以上の留保所得金額に対して留保金課税が課されるが、親会社である中小特定同族会社には留保金課税は適用されず、子会社である特定同族会社からの配当についても、受取配当等の益金不算入制度により法人税が課されない。このため、子会社である特定同族会社は、親会社である中小特定同族会社へ配当することにより、留保所得金額を減らして留保金課税を課されないようにして、また、親会社である中小特定同族会社は、留保金課税が適用されないため、自らの株主へ配当しなかったり、配当したとしても配当額を少なくしたりして利益を社内に留保することが可能となる。

したがって、子会社である特定同族会社及び親会社である中小特定同族会社を合わせてみた場合、株主への配当に係る所得税が課されない上に、留保金課税額も生じないこととなり、結果的に留保金課税が設けられた趣旨にそぐわない状況が生じている可能性がある。

そこで、前記の特定同族会社1,445法人のうち、親会社である中小特定同族会社が子会社である特定同族会社の株式の100%を保有していて完全支配関係にある40法人について、親会社である中小特定同族会社40法人への配当及び留保金課税額の状況をみたところ、子会社である特定同族会社40法人のうち、親会社である中小特定同族会社に配当を行っていたのは37法人であった。

また、親会社である中小特定同族会社に配当を行っていた上記37法人のうち、配当することにより留保所得金額が少なくなり、留保金課税額が生じていなかつたものが21法人あった。

一方、上記の37法人から配当を受け取っていた親会社である中小特定同族会社37法人について、株主への配当の状況をみたところ、株主に配当を行っていたのは18法人で、残りの19法人については全く配当を行っていないかった。

また、利益の一部を内部留保すると財務基盤は強化されると考えられることから、子会社から配当を受け取っていた上記の中小特定同族会社37法人について、純資産額及び自己資本比率の状況をみたところ、2指標をいずれも上回っている法人が8法人あった。これらの法人について、仮に留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計すると、推計留保金課税額が生ずるのは5法人あり、計9億4201万円であった。

このように、子会社である特定同族会社37法人及び親会社である中小特定同族会社37法人の中には、留保金課税が適用される子会社である特定同族会社から留保金課税が適用されない親会社である中小特定同族会社に配当を行い、親会社において利益を留保することによって、留保金課税が設けられた趣旨にそぐわないおそれがあると思料される状況が見受けられた。

(注2) 受取配当等の益金不算入制度 法人が他の内国法人から受ける配当等の金額については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。なお、留保所得金額の計算においては、所得金額に受取配当等の益金不算入額を加算することとなっている。

4 本院の所見

本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、留保金課税の適用範囲について、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも留保金課税の適用範囲について、引き続き注視していくこととする。